

介護老人保健施設とよさと 施設サービス（入所）利用料金

「介護老人保健施設」では、入所一時金などの初期費用は必要ありません。

入所後に月額費用として、以下をお支払い頂きます。

(1)施設サービス費+(2)居住費・食費+(3)その他日常生活費+(4)加算料金
(利用者様の介護度および利用料金負担段階、加算の有無等によって、各々の利用料金が算出されます)

「介護老人保健施設」には 減免制度 があり、該当される方は、 食費・居住費の利用者負担が 軽減されます。	第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者など
	第2段階	合計所得金額+課税年金収入が年額で合計80万円以下など
	第3段階 (①・②)	①合計所得金額+課税年金収入が合計で80万越120万以下など ②合計所得金額+課税年金収入が合計で120万円超など
	第4段階	上記以外(市町村民税を世帯の誰かが課税されている方など)

※利用料金負担段階の詳細については、別紙<利用料金負担段階について>をご参照下さい。

1. 施設サービス費（1日あたり）

介護度	4床室	個室
要介護1	793 円	717 円
要介護2	843 円	763 円
要介護3	908 円	828 円
要介護4	961 円	883 円
要介護5	1,012 円	932 円

2. 居住費・食費（1日あたり）

R6.8改正

利用料金 負担段階	居住費		食費	
	4床室	個室	4床室	個室
第4段階	460	1,820	1,600 円	
第3段階①	430	1,370	650 円	
第3段階②	430	1,370	1,360 円	
第2段階	430	550	390 円	
第1段階	0	550	300 円	

※個室を利用の方は、特別室料(下記)が別途かかります。

3. 介護給付以外の料金（その他日常生活費）

項 目	料 金	説 明	
日常生活品費	120 円/日	石鹸、シャンプー、歯ブラシ、おしぼり、消毒液等、日常生活上の便宜に係る費用	
教養娯楽費	110 円/日	レクリエーションで使用する材料に係る費用	
特別室料	個室	1,500 円/日	特別室(個室)利用の場合
理美容(カット)代	1,500 円/回	出張理髪業者による理美容(定期的に施設内にて実施)を利用の場合	
洗濯代	入浴時の衣類一式	330 円/回	私物衣類を洗濯した際に係る費用
	上記以外に洗濯を要する場合	200 円/回	
タオル賃借料	140 円/回	入浴時タオル使用料	
電気使用料	220 円/日	テレビを持ち込みされた場合の費用	

4. 加算料金（当施設にて算定する主なもの）

項 目	料 金	説 明
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円/日	・在宅復帰率が30%超であること。 ・退所後30日以内(要介護4・5の場合は14日以内)に居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受け取ることにより、当該退所者の居宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。 ・ベット回転率が5%以上であること。
認知症ケア加算	76円/日	日常生活に支障を来すような症状等が見られることから介護を必要とする利用者に対して、固定した職員を配置して施設サービスを行った場合に加算。
夜勤職員配置加算	24円/日	入所者20名に対し1名を上回る夜勤職員が配置されている場合、加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)258円/日	医師の指示を受けた理学療法士等が、入所日から3ヶ月以内に集中的にリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
	(Ⅱ)200円/日	入所者に対して、医師等がその入所の日から起算して3か月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行っていること。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)240円/日	(1) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が適切に置されていること。 (2) リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。 (3) 入所者が退所御生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること。
	(Ⅱ)120円/日	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)の(1)及び(2)に該当するものであること。
外泊時費用	362円/日	外泊される場合、施設サービス費に代えて加算(外泊の初日及び最終日は算定しません)。
初期加算(Ⅱ)	(Ⅱ)30円/日	入所された日から30日間、加算されます。
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)450円/回	入所予定の方に対し、退所後生活する居宅を訪問し、以下を実施の場合、加算されます。 (Ⅰ) 退所を目的とした計画策定・診療方針の決定を要件化 (Ⅱ) (Ⅰ)に加えて退所後の生活支援の計画策定も要件化
	(Ⅱ)480円/回	
試行的退所時指導加算	400円/回	退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者をその居宅において試行的に退所させる場合において、試行的な退所時に入所者及び家族等に対して 退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、1月に1回を限度として加算されます。
退所時情報提供加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)500円/回	【入所者が居宅へ退所した場合】 居宅へ退所する者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に入所者1人につき1回に限り算定。
	(Ⅱ)250円/回	【入所者等医療機関へ退所した場合】 医療機関へ退所する者について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回限りに算定する。
入退所前連携加算	(Ⅰ)600円/回	以下の要件を実施した際に加算されます。 イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること ロ 入所者の入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス等の利用に関する調整を行うこと。
	(Ⅱ)400円/回	入退所前連携加算(Ⅰ)のロの要件を満たす事

項目	料金	説明
口腔衛生管理加算	(Ⅰ) 90円/月	口腔衛生管理体制加算を算定時、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月2回以上行った場合。 歯科衛生士が入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合又、入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応した場合に加算されます。
	(Ⅱ) 110円/月	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
療養食加算	6円/回	療養食を提供した場合に、1日3食を限度とし、1食を1回として加算されます。
協力医療機関連携加算 (1)(2)	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること。	
	(1) 令和7年3月31日 まで 100円/月	協力医療機関が下記の①～③の要件を満たす場合 ① 入所者等の症状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③ 入所者等の病状が急変した場合において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
	(1) 令和7年4月1日 以降 50円/月	
	(2) 令和7年4月1日 以降 5円/月	上記以外の協力医療機関と連携している場合
所定疾患施設療養費Ⅰ (1月に7日を限度)	239円/日	以下の疾病を発症されている方に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合。
所定疾患施設療養費Ⅱ	480円/日	加算(Ⅰ)の要件に加え、当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している事。
自立支援促進加算	300円/月	以下の要件を満たした場合に加算されます。 イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係わる支援計画等の算定に参加している事。 ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師・看護師・介護職員・介護支援専門員・その他の職種の者が共同して自立支援に係わる支援計画を算定し支援計画に従ったケアを実施している事。 ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとの支援計画をみなおしている事。 ニ イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、情報その他、自立支援促進の適切な有効な実施のために必要な情報を活用している事。
外泊時費用	800円/日	入所者に対して居宅における外泊を認め、入所者が、介護老人保健施設に より提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日限度として所定単位数に代えて1日につき一定の単位数が加算されます。
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 3円/月	以下の要件を満たした場合に加算されます。 イ 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって情報等を活用している事。 ロ イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している事。 ハ 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡計画を実施するとともにその管理の内容や入所者ごとの状態について定期的に記録している事。 ニ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している事。
	(Ⅱ) 13円/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設において、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のない事。

項 目	料 金	説 明
リハビリテーションマネジメント計画情報加算Ⅱ	33円／日	以下を実施した場合に加算されます。 ① 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している事。 ② 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している事。
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ) 40円／月	以下のいずれの要件も満たすと加算されます。 ① 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ② 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
	(Ⅱ) 60円／月	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)①に加えて疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出する事。
安全対策体制加算	20円／入所時に1回を限度	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円／日	以下のいずれかに該当すると加算されます。 ① 介護保険施設サービスを行う介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上配置されている事 ② 介護保険施設サービスを行う介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士が30%以上である事。 ③常勤職員の占める割合が75%以上である事。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (令和6年5月まで)	所定単位数× 3.9%	介護職の定着率及び質の向上等を図る目的で、施設サービス費に各種加算を加えた総単位数に3.9%を乗じた額が加算されます。
介護職員ベースアップ等 支援加算 (令和6年5月まで)	所定単位数× 0.8%	『コロナ克服・新時代開拓の為の経済対策』に基づく介護職員等に対する賃金引き上げ効果が継続される取り組みを行う事を前提に総単位数に0.8%を乗じた額が加算されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (令和6年6月以降)	所定単位数× 7.1%	介護職の定着率及び質の向上等を図る目的で、施設サービス費に各種加算を加えた総単位数に7.1%を乗じた額が加算されます。